

平成 29 年度ふじさわシティプロモーション推進事業
業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

平成 29 年度ふじさわシティプロモーション推進事業

(2) 目的

本業務は、「ふじさわシティプロモーション推進方針（改定版）」に基づき、ふじさわシティプロモーションを効果的・効率的に推進するため、平成 29 年度に実施する具体的な計画及び運営について公募し、広く企画提案を求めるものです。

(3) 委託期間

2017 年（平成 29 年）4 月 1 日から 2018 年（平成 30 年）3 月 31 日

(4) 発注者及び提案募集事務局

ア 発注者

藤沢市長 鈴木 恒夫

イ 提案募集事務局

藤沢市 企画政策部 企画政策課 シティプロモーション担当

住所：〒251-8601 藤沢市朝日町 1 番地の 1 総合防災センター 6 階

電話：0466（25）1111 内線 2173

メールアドレス：fj-kikaku@city.fujisawa.lg.jp

担当：山本、貴田、小澤、野村

2. 提案事業者に要求される資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合も含む）の規定に該当する者でないこと。

(2) 「かながわ電子入札共同システム」による、平成 27・28 年度競争入札参加資格名簿（コンサル、または一般委託）に登録されていること（営業種目は問いません）。又は、平成 29 年・30 年度競争入札参加資格名簿（コンサル、または一般委託）の登録・認定を行う、受ける見込みがあること。

(3) 公募日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条又は第 4 条の規程に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していない者。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている

者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続き開始の決定、民事再生法にあっては再生手続き開始の決定を受けている者を除くものとします。

- (6) 民間事業者の PR 業務またはプロモーション活動支援またはプロモーションコンサルティング等を請け負った実績を過去 5 年以内に有すること（制作業務のみの場合を除く）。なお、現在進行中の事業も含むものとします。
- (7) 国及び地方公共団体でのシティプロモーションに関連する業務を請け負った実績を過去 5 年以内に有すること（制作業務のみの場合を除く）。なお、現在進行中の事業も含むものとします。
- (8) 事務局運営業務を請け負った実績（国及び地方公共団体、企業等については問わない）を過去 5 年以内に有すること。なお、現在進行中の事業も含むものとします。

3. スケジュール

事業者選考までの事務手順は次のとおりとします。

なお、審査日等の日程が変更になる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡をします。

1. 公募期間	2017 年（平成 29 年）1 月 16 日（月）～2 月 3 日（金）
2. 実施要領等への質問期間	2017 年（平成 29 年）1 月 16 日（月）～1 月 27 日（金）
3. 2 で提出された質問に対する回答	2017 年（平成 29 年）1 月 31 日（火）までに市公式ホームページ上で随時回答。
4. 参加申込書等の締め切り	2017 年（平成 29 年）2 月 3 日（金）午後 5 時
5. 企画提案書等（電子データ）の提出	2017 年（平成 29 年）2 月 17 日（金）正午まで
6. プレゼンテーション・ヒアリング審査	2017 年（平成 29 年）2 月 22 日（水）の当市が提案事業者に指定する概ね 40 分間
7. 選考結果の通知	2017 年（平成 29 年）3 月 3 日（金）までに通知

4. 参加表明

本案件に参加を希望する場合は、「2. 提案事業者に要求される資格要件」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式 1）：1 部
- イ 会社の事業概要がわかる案内等の資料：1 部
- ウ 民間事業者の PR 業務またはプロモーション活動支援またはプロモーションコンサルティング等における業務受託実績書（様式 2）：1 部
- エ 国及び地方公共団体でのシティプロモーションに関連する業務受託実績書（様式 3）：

1 部

オ 事務局運營業務受託実績書（様式 4）：1 部

（2）提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

募集開始から 2017 年（平成 29 年）2 月 3 日（金）までの開庁日のうち、午前 9 時から正午及び午後 1 時から 5 時まで（郵送の場合は同年 2 月 3 日（金）午後 5 時必着）。

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または郵送により提出してください。なお、郵送での提出の場合は、封筒等の表面に「シティプロモーション推進事業参加申込書在中」と朱書きし、必ず郵送の場合は「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出してください。

5 . 質問及び回答

本案件に関わる質問がある場合には質問書（様式 5）を提出してください。

（1）受付期間

募集開始から 2017 年（平成 29 年）1 月 27 日（金）までの開庁日のうち、午前 9 時から午後 5 時まで。なお、Eメールの場合は募集開始から 1 月 27 日（金）午後 5 時までに送信してください。

（2）提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参またはEメールにより提出してください。なお、Eメールで提出の場合は、「1 . 業務の概要 （5）発注者及び提案募集事務局 イ提案募集事務局」に記載したメールアドレスに送信してください。メールのタイトルを「シティプロモーションプロポーザル質問書」とし、Eメール送信後（午後 5 時を過ぎた場合は翌開庁日の午前 9 時以降）には提案募集事務局へ電話で連絡をしてください。

（3）質問への回答

2017 年（平成 29 年）1 月 31 日（火）までに市公式ホームページ上で随時回答します。

6 . 企画提案書等（電子データ）の提出

「4 . 参加表明」により期日までに参加申込書（様式 1）を提出した提案事業者は、「7 . プレゼンテーション・ヒアリング審査 （4）必要書類」にある書類一式を PDF データにして提出してください。

（1）提出期限

2017 年（平成 29 年）2 月 17 日（金）正午まで

（2）提出方法

「1 . 業務の概要 （5）発注者及び提案募集事務局 イ提案募集事務局」に記載したメールアドレスにEメールにて提出してください。メールのタイトルを「シティプロモーション

企画提案書」とし、Eメール送信後（午後5時以降に送信した場合は翌朝）に提案募集事務局へ電話で連絡をしてください。

7. プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 実施日時

2017年（平成29年）2月22日（水）当市が提案事業者ごとに指定した概ね40分間。
実施時刻については、参加申込を締め切った後に、提案事業者にEメールで通知します。

(2) 実施場所

藤沢市役所 総合防災センター 4階 災害対策本部室

(3) 時間配分

各提案事業者概ね40分間（プレゼンテーション25分、ヒアリング15分、準備時間含む）
プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、本業務の担当予定者によるプレゼンテーションを実施してください。また、出席者は最大5名までとします。

プロジェクター（パソコン出力はVGA端子のみ可）、スクリーン、電源、マイクは市が用意しますが、その他、必要なものがある場合は提案事業者が用意するものとします。

当日のプレゼンテーションでは、提出した企画提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。

(4) 必要書類

次のア～エの各書類について、原本及び写しを持参してください。なお、いずれも写しについては会社名等を空欄にしてください。また、提出済みデータとの差し替え、再提出は認められません。

ア 企画提案書：原本1部、写し6部

企画提案書作成要領（別紙1）に基づき作成したもの。

イ 責任者及び担当者一覧（任意様式）：1部

ウ 見積書（様式6-1）：原本1部、写し6部

エ 見積内訳書（様式6-2）：原本1部、写し6部

8. 選考方法

(1) 選考・審査方法

公募型プロポーザル方式とし、平成29年度ふじさわシティプロモーション推進事業事業者選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員が、(3)の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。審査項目ごとの点数の合計を評価点とし、各選考委員の評価点の合計点において最も高い者を優先交渉事業者とし、評価点が2番目に高い者を第2位優先交渉事業者とします。この場合において、評価点の同じ者が2者あるときは、委員間で意見交換を行った上で選考委員会

委員長が決定するものとします。

なお、提案事業者が1者だった場合は、全選考委員の評価点の合計点における平均値が満点の65%未満であるときを除き、当該提案事業者を優先交渉事業者とします。

評価点は提案事業者ごとに公開（提案事業者名は優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者のみ公開）しますが、個別の点数は公開しません。

(2) 提案内容

ア 平成29年度の実施計画策定の提案

ふじさわシティプロモーション推進方針（改定版）に基づき、平成30年度までの事業展開を念頭に置いた上で、平成29年度の計画を提案してください。

イ ふじさわシティプロモーションのテーマソング及びダンスを活用したプロモーション

ウ ふじさわファンクラブ運営

エ 公式サイト「キュンとするまち。藤沢」の運営管理

オ PR活動

カ シティプロモーションに関する調査、分析

キ 全体のスケジュール

ク 業務履行体制

(3) 審査項目

1. 実施計画の策定	「ふじさわシティプロモーション推進方針（改定版）」の目的、地域経済活性化及び観光振興などの期待する効果、方向性を踏まえた提案となっているか これまでの取組の課題や市民ニーズを把握し、課題解決策が提示されているか
2. ふじさわシティプロモーションのテーマソング及びダンスを活用したプロモーション	テーマソング&ダンスの普及につながる企画が提案されているか テーマソング&ダンスのPRにつながるイベント企画が提案されているか
3. ふじさわファンクラブ運営	個人情報の取扱いについて、資格等の取得も含め、具体的な対策が明示されているか 効果的な啓発用ツールが提案されているか ふじさわファンクラブ活動推進のための企画・運営について、会員に対し、訴求力もあり、実現性・実効性が高い企画となっているか ふじさわファンクラブ活動推進のための企画・運営について、ファンクラブに対する関心が高まり、活性化につながる企画となっているか
4. 公式サイト「キュンとするまち。藤沢」の運営管理	既存ウェブサイトからのデータ移行、運用環境の引き継ぎについて提示されているか 新規コンテンツの制作について、魅力を集積し、効果的な情報発信ができる仕組みとなっているか 新規コンテンツの制作について、SNSとの親和性の高い仕組みとなっているか 運営・管理について、具体的な内容が提示されているか
5. PR活動	メディアの露出獲得に独自のルートや強みを持った提案となっているか 幅広い知識や専門的ノウハウなどを活かした提案になっているか
6. シティプロモーションに関する調査、分析	分析結果に基づき課題抽出や発展的な提案を行う効果検証となっているか
7. 全体のスケジュール	実現可能なスケジュールとなっているか
8. 業務履行体制	各業務内容ごとに安定的に実施できる履行体制となっているか
9. 価格	業務全体の経費配分に無理がなく、妥当な設定となっているか
10. 実績	民間事業者の業務受託実績について、PR業務、プロモーション活動支援、プロモーションコンサルティング等の実績が複数あるか 国及び地方公共団体での業務受託実績について、シティプロモーションに関連する実績が複数あるか 事務局運営の業務受託実績について、事務局運営業務（イベント・キャンペーン・顧客管理等）の実績が複数あるか

(4) 選考結果通知

選考結果については、参加申込書記載の所在地に、2017年(平成29年)3月3日(金)までに文書で発送します。

9. 契約の締結について

優先交渉事業者として選考された事業者は、仕様の調整が終了してから、ふじさわシティプロモーション推進事業に関わる契約書を市と締結するものとします。なお、この契約は、平成29年度予算が2017年(平成29年)3月31日までに藤沢市議会において議決されたうえ、2017年(平成29年)4月1日に契約を取り交わすことによって確定します。

(1) 契約期間

2017年(平成29年)4月1日から2018年(平成30年)3月31日

(2) 仕様の決定

仕様は、選考結果通知後、優先交渉事業者と仕様の再調整をした上で、決定します。なお、仕様の調整が不調となった場合は契約を行わず、第2位優先交渉事業者に交渉権が移ります。

10. 予算金額(平成29年度予算が藤沢市議会で議決されることが条件になります)

9,192,000円(消費税を含む)を上限とします。

上記金額は平成29年度分とします。

11. 提案の無効に関する事項

次の各号の一に該当するときは、その提案事業者の提案は無効とします。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき

(2) 企画提案書作成要領(別紙1)に適合しないとき

(3) 優先交渉事業者の選考時点において本実施要領の「2. 提案事業者に要求される資格要件」に掲げる資格のない者が提案したとき

(4) 2件以上の提案をしたとき

(5) 自己のほか、他の代表者を兼ねて提案したとき

(6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき

(7) その他、市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反したとき

12. その他

(1) ふじさわシティプロモーション推進方針(改定版)及び、公式サイト「キュンとするまち。藤沢」、公式フェイスブック、藤沢市公式ホームページのふじさわシティプロモーション～「キュンとするまち。藤沢」ページ等も参考にしてください。

(2) 本案件に応募するために掛かる費用は、すべて提案事業者の負担とします。

- (3) 提案書類の言語は日本語を用いることとし、通貨は日本円とします。
- (4) 提出された書類及びデータは返却しません。
- (5) 提案事業者は、優先交渉事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (6) 提出された企画提案書の著作権は、提案の採否に係らず、提案事業者に帰属しますが、市が公表等に必要と判断した場合は無償で使用及び修正する権利を持つものとし、提案事業者は著作者人格権を主張しないものとします。なお、提出書類は本業務以外の目的で使用することはありませんが、本案件に係る情報公開請求があった場合は、「藤沢市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開することがあります。
- (7) ふじさわシティプロモーション推進事業において一貫性をもって展開するため、平成 30 年度においても随意契約を行う場合があります。

以上